

# 総合防災訓練細部計画書

別添2

訓練項目	災害想定・訓練内容	参加車両等	参加予定人員
1 現場合同指揮本部設置運用訓練	北区災害対策本部、北署隊本部を中心とした現場での合同指揮本部を設置し、災害救出活動体制を確立するとともに、各関係機関への情報伝達、協力要請及び区本部への報告等の訓練を行う。	2	11
2 被害状況把握・情報収集伝達訓練	大規模な地震により、北区を中心として建物倒壊や火災が随所で発生。各関係機関が陸上と上空から被災地区を偵察し、被害状況の情報収集を行う。	3	8
3 避難訓練・災害時要援護者避難訓練	住民、災害時要援護者等が広域避難場所を想定した「訓練会場」に集合する。	-	1,200
4 発災対応型訓練	住民等が避難中に倒壊家屋や火災に遭遇したとの想定で、救出、初期消火及び応急手当等の訓練を行う。	-	100
5 応急救護所設置訓練・負傷者トリアージ訓練	建物の倒壊や火災、車両の事故等が随所で発生し、負傷者が多数発生したことから応急救護所を設置し、トリアージ及び応急処置訓練を行う。	7	39
6 市民参加・体験型訓練	会場来場者を対象に初期消火及び応急手当等の体験型訓練を行う。	-	500
7 医療スタッフ緊急移送訓練	負傷者が多数発生していることから、災害現場における医師等によるトリアージ及び応急処置が必要となり、医師等の緊急移送を行う。	4	20
8 負傷者搬送訓練	応急救護所でのトリアージに基づき、負傷者を救急車で災害時基幹病院に搬送する。重傷者はヘリで搬送を行う。	5	28
9 交通規制・緊急輸送路確保訓練	道路等の被害状況の調査、緊急輸送路の障害物の除去及び復旧作業の訓練を行う。	5	20
10 避難場所開設訓練	被災者の避難生活を確保するため、避難場所を開設する。	-	100
11 給水・食料配布訓練	家屋の被害やライフラインの停止により、炊事や食料品購入が不能となったことを想定し、北区は関係機関の協力のもと被災者の食生活を確保するため、給水車・応急給水拠点施設による給水、炊き出しなど食料の供給訓練を行う。	1	38
12 多数傷病者対応訓練	地震発生により高速道路等が損壊し、付近を走行していた路線バスを含む数台の車両が路外へ転落、衝突。変形等により閉じ込められた人を救出する訓練を行う。	9	55
13 災害救出救護訓練	5階建て共同住宅が地震により1,2階が座屈、倒壊し、建物内に取り残された住民を各関係機関の連携のもと、救出、救護訓練を行う。	7	39
14 高層建物消火・救出訓練	市営住宅で建物の一部が損壊し、5階一室で火災が発生。建物内に取り残された住民を各関係機関の連携のもと、消火、救出訓練を行う。	8	33
15 ライフライン復旧訓練	地震により損壊、停止した電気、水道及びガスのライフラインの復旧を行う。	10	29
16 災害救援物資輸送訓練	避難所に災害救援物資を搬入する訓練を行う。	3	70
17 防災関連特殊車両、機器の展示	各防災関係機関等が所有する災害対策用特殊車両及び各種資機材等を展示する。	10	20
18 防災関連物品の展示	各防災関係機関等が所有する防災関連物品を展示する。	-	40